

お手続き方法

申込

お申込にあたっては、『SMBCダイレクト・グローバルサービスのご利用にあたってのご留意点』をご確認いただき、以下の方法にてお申し込みください。

↓ あらかじめご確認ください

ご出国後の海外住所が、米国OFAC規制による制裁対象国の場合は、ご利用いただけません。
また、その他の国についても、法令等の要請によって予告なくご利用いただけなくなる場合があります。

SMBCトップ> インターネットバンキング> ヘルプ> 外国送金> 米国OFAC規制
(https://www.smbc.co.jp/direct/sousa/help_gaikokusoukin/7.html)



総合口座、投資信託等の運用商品、住宅ローン、Oliveフレキシブルペイ、クレジット一体型カード（SMBC CARD、One's Card、SMBC JCB CARD）、デビットカード等をご利用のお客さまは、郵送でお申し込みいただけない場合がございます。

SMBCトップ> SMBCダイレクト・グローバルサービス説明ページ内、「新規お申込み」ボタンよりご確認ください。

外国送金サービスを同時にお申し込みされる場合は、外国送金サービスのご留意点について、『SMBCダイレクト／外国送金サービスのご利用にあたってのご留意点』をご確認いただくとともに、利用方法、手数料等の各種条件について三井住友銀行の店頭窓口またはホームページで十分ご確認ください。

手順①

必要書類は最大で以下①～⑦です。お客さまの申込内容等により必要書類が異なります。
SMBCトップ> SMBCダイレクト・グローバルサービス説明ページ内、「新規お申込」ボタンより必要書類をご確認のうえ、ダウンロードした書類すべてにご記入・ご捺印・署名してください。

※ ⑥、⑦をご提出いただけない場合もグローバルサービスのお申込みは可能ですが、**一部サービス（国内振込や外国送金等）はご利用できません。**国内振込や外国送金をご利用される場合は後日SMBCダイレクトで住所変更のお手続きが必要となります。

① 本サービス申込書

② 国内のご本人さま確認書類のコピー

（注）顔写真のない書類（下記★）の場合、これらのうち別の1点を併せてご同封いただくか、「国税・地方税・社会保険料の領収証書」または「納税証明書」のいずれか1点のコピーも併せてご同封ください。

パスポート	有効期限内のもの ※ 写真があるページと所持人記入欄（住所の表示があるページ）をコピーしてください。 ※ 2020年2月4日以降に発給申請された所持人記入欄のないパスポートの場合は、ご住所が確認できる運転免許証・資格確認書等の本人確認書類もご提出ください。
マイナンバーカード	有効期限内のもの ※ 表面のみコピーしてください。
運転免許証	有効期限内のもの
★住民票	発行より6ヵ月以内のもの ※ 発行日と区長印（市・町・村長印）が入ったものをコピーしてください。

[裏面へ続く](#)

三井住友銀行

③ 海外勤務証明書（留学の場合は合格通知書や入学許可証等）

④ 【外国送金サービスを併せて申込む方のみ】

個人番号告知書およびマイナンバー記載の資料（※）

個人番号（マイナンバー）が付番されていないお客さまは④のご提出は不要です。

（※）マイナンバーカードのコピー（表裏両面）または通知カードのコピーまたは住民票写しのコピー

⑤ お取引目的等確認のお願い

⑥ 【海外の居住地が決まっており、海外居住地を証明する公的書類が提出できる方のみ】

居住地国等の届出書・海外の住所確認書類

海外の居住地が決まっている場合、有効期限内のパスポート（※）と居住地国等の届出書をご提出ください。ご提出の際は、国税庁ホームページの各国・地域の納税者番号制度に関する情報にて、該当する居住地国の納税者番号の有無をご確認の上、ご記入をお願いします。

（※）2020年2月4日以降に発給申請されたパスポートをご提出いただく場合、現地の公的機関の発行した英字住所・氏名が確認できる追加書類も併せてご提出ください。なお、公共料金の領収書、賃貸契約書、日本国内で発行された資格確認書や各種証明書発行申請のために現地の公的機関宛に提出する書類は受付できません。

各種証明書の申請方法等の詳細は在外公館にお客さまより直接お問合せください。

追加書類の例：大使館・領事館発行の書類（発行日から6ヶ月以内）、滞在許可証、運転免許証、納税証明書、現地の警察が発行した居住証明等

⑦ 【勤務地が米国等、該当する方のみ】

「特定米国人に該当しないことの宣誓書」または「特定米国人であることの宣誓書」

注意事項

- ご記入内容に誤りがある場合は訂正・削除箇所を二重線で消し、訂正印（お届け印）をご捺印ください。
『居住地国等の届出書』の訂正をされる場合には、訂正・削除箇所を二重線で消してください。

〈訂正記入例〉

1234560
訂正
1028456

- 確認書類のご同封のない場合や、申込書に記載の住所と確認書類に記載の住所が一致しない場合は、本申込書を一旦返却させていただきます。
お送りいただきました書類のコピーにつきましてはご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
なお、原本をお送りいただいた場合も返却いたしませんのでご了承ください。

手順②

封筒を作成し、必要書類をすべて入れて送付してください。

注意事項

- 封筒の表面には、必ずSMBCダイレクトの申込代表口座店を記入してください。申込代表口座店は、SMBCダイレクトにログイン後、画面左の『登録情報・セキュリティ設定』メニューからご確認いただけます。

〈ご確認方法〉



こちらから



お客さまの登録情報

SMBCダイレクト／グローバルサービスのご利用にあたってのご留意点

以下の各項目はSMBCダイレクト／グローバルサービスのご利用にあたってご確認いただきたい主な項目です。
ご理解の上、ご利用くださいますようお願いいたします。

ご留意点

グローバルサービスの申込時のご留意点

1	グローバルサービス申込対象者は、企業派遣または留学等により「非居住者」となる方、または、その同伴家族です。 現地採用や永住の場合は申込出来ません。 サービス申込対象者以外で非居住者になる方は、別途居住性変更のお手続きが必要です。	☐
2	居住性が非居住者へ変更され、非居住者円預金の税率が適用されます。（地方税の徴収の取扱が変更となります。）	☐
3	グローバルサービス申込をいただくと、出国日当日（銀行休業日の場合は翌営業日）よりグローバルサービスとしてご利用いただけます。 ご出国前まではこれまで通り国内居住者としてのサービス内容となります。	☐
4	米国OFAC規制による制裁対象国および地域へのご出国の場合は、申込出来ません。 また、その他の国についても、法令等の要請によって予告なく対象外とする場合があります。予めご了承ください。	☐
5	グローバルサービスにてご利用いただける取引は以下の通りです。 ①残高・入出金の明細照会 ②流動性預金間の振替 ③国内振込 ④外国送金サービス（※別途申込が必要です。グローバルサービス申込書にて申込可能です。） ⑤連絡用メールアドレス登録・変更 ⑥セキュリティ関連登録（暗証番号（パスワード）の変更、振込上限金額の変更、ワンタイムパスワード有効化） ⑦住所電話番号変更 ⑧お取引総合レポートの送付 ⑨電子メール配信サービス（商品等のご案内・取引受付完了のご連絡・外国為替相場通知メール・定期預金満期案内メール） ※ サービス内容詳細は別途グローバルサービスチラシをご参照ください	☐
6	商品性、または非居住者の制限上、解約や確認が必要となる商品・サービスがあります。該当商品・サービスは以下の通りです。 ① SMBCポイントバック ※ ポイントも消滅します。 ② クレジット一体型カード ※ クレジットカードの解約または分離（単体クレジットカードの発行）の手続きを行い、ご出国前に新しい単体キャッシュカードをお受け取りください。 ③ SMBCデビット ※ SMBCデビットは解約が必要です。 ※ デビット一体型キャッシュカードを保有のお客さまは、デビット解約の手続きを行い、ご出国前に新しい単体キャッシュカードをお受け取りください。 ④ Oliveアカウント ※ フレキシブルペイの解約の手続きを行い、ご出国前に新しい単体キャッシュカードをお受け取りください。 万が一出国までに申込された場合は、グローバルサービスを停止させていただく可能性があります。 ⑤ 電子メール配信サービス（振込入金通知、口座引落・残高不足通知、キャッシュカード・店頭出金通知）・レポートサービス ⑥ SMBCダイレクト振込上限金額 ※ 国内振込の振込上限金額は1000万円とします。1000万円超の設定になっている場合、1000万円に引き下げさせていただきます。 ⑦ 総合口座取引 ※ 総合口座のお取引がある場合は、一般口座への切替手続きが必要となります。 ⑧ 投資信託取引 ※ 原則解約となりますが、一般口座として保有することは可能です。別途お手続きが必要です。	☐
7	外国送金サービスをご利用の場合、送金資金および送金手数料等の計算書は送付されませんのでご注意ください。 （外国送金には事前にサービスの申込が必要です）	☐
8	バンク&トレードのご利用はできません。日興イージョイントレードにログインし、ご解約手続きをお願い致します。	☐
9	積立預金（りぼん・ベストユニット・いずみ）の口座保有は可能ですが、毎月の積立をすることはできません。りぼん・ベストユニット・いずみ以外の積立預金（外貨自動積立等）は引き続き積立可能です。 ご出国後積み立てた預金の解約をグローバルサービスで行うことはできません。解約は店頭窓口のみとなりますので、ご注意ください。	☐
10	SMBCダイレクトにログインする際のログイン暗証をお忘れになった場合や、誤って入力しロック状態となった場合の利用再開手続きには、サービス申込時にお届けの国内電話番号の入力が必要です。	☐
11	三井住友銀行アプリは、ワンタイムパスワードとしてのみご利用いただけます。 グローバルサービス申込後はアプリでのログインが出来ませんので、インターネットブラウザよりログインしてご利用ください。	☐
12	ワンタイムパスワードをご出国後に有効化する場合、SMBCダイレクトで有効化手続きをしていただく場合がございます。 その為、ご出国前に有効化することを推奨いたします。	☐
13	SMBCセーフティパスを登録している場合、グローバルサービス申込時にSMBCセーフティパスの解除が必要です。三井住友銀行アプリにて解除手続後、ご出国前に三井住友銀行アプリのワンタイムパスワードを有効化の上、ご利用ください。	☐
14	ワンタイムパスワードカードをご利用で、ご出国後に電池切れ・喪失・暗証・PINロック等によりワンタイムパスワードカードがご利用いただけない状態になった場合、ワンタイムパスワードカードの再発行は出来ません。 三井住友銀行アプリのワンタイムパスワードへ切替が必要になります。 三井住友銀行アプリをインストールの上、三井住友銀行アプリで有効化手続を行うか、SMBCダイレクトにて有効化手続を行ってください。	☐
15	キャッシュカードは海外でのご利用および国内でのキャッシュカードによる振込・ATM振替はご利用いただけません。 お手元のキャッシュカードは、国内ATMでの入出金のみご利用いただけます。	☐

ご留意点

16	ご出国後、グローバルサービスご利用中はATMオートロックサービスのロック解除をすることができません。一時帰国時等、引続きATMによるキャッシュカード出金等を利用する場合は、ご出国前にATMオートロックサービスの解約を行ってください。	☐
17	お取引内容を確認させていただき、本邦の派遣会社等、国内のご連絡先にお客さまのご連絡先等を確認させていただく場合があります。ご出国前に、本邦の派遣会社等や国内のご連絡先にあらかじめご説明いただきますようお願いいたします。	☐
18	本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときは、当行は本サービスを停止・解約することがあります。なお、当該事由が消滅した場合は、サービス停止を解除します。	☐

お届けのご住所について

1	当行では、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、お客さまの税務上の居住地位等について確認させていただいております。ご協力いただけない場合は、お取引をお断りさせていただくこともありますのであらかじめご了承ください。	☐
2	お届けの海外住所あてに、毎月申込代表口座のお取引総合レポートを送付します。郵便不着等の理由でお取引総合レポート等、当行からの送付物が返戻された場合は、国内振込および外国送金のお取引が利用できなくなります。	☐
3	グローバルサービス申込時住所未確定、または住所確認書類をご提出いただけない場合、必要書類が揃いましたらSMBCダイレクトより住所変更手続をお願い致します。なお、住所登録完了までは国内振込・外国送金のご利用は出来ず、お取引総合レポートの送付も出来ませんので、予めご了承ください。また、お引越などで住所変更が生じた際にも住所変更手続をお願い致します。	☐

月額利用料の留意点

1	月額利用料220円(消費税込)は毎月月初第1営業日に当月分をSMBCダイレクトの申込代表口座から引落しさせていただきます。申込月と翌月分の利用料は無料です。	☐
2	インターネットバンキングの残高・入出金明細照会等には「プレミアムサービス利用料」と表示されます。	☐
3	残高不足等により利用料のお引き落としが出来ない場合、一部のサービス(振込・振替、振込先口座の変更・削除・新規登録、外国送金の依頼・送金先口座の事前登録)がご利用できなくなります。 ※ ご利用できなくなったサービス制限の解除は、SMBCダイレクトより手続きいただけます。 その際、当月分の月額利用料をお引き落としいたします。 ※ 月額利用料がお引き落としできなかった場合でも、残高・入出金明細照会等のお取引はご利用いただけます。	☐

国内振込および外国送金のお取引時のご留意点

1	お取引の都度、所定の手数料がかかります。	☐
2	居住者との振込は国内取引であったとしても、外国送金と同様に外為法における適法性の確認を行うことがあります。	☐
3	お取引が外国為替及び外国貿易法や米国財務省外国資産管理室(OFAC)による規制等に抵触する等、法令・規制上実行不可能な場合は、手続をお断りさせていただくことがあります。	☐
4	当行は、お客さまのお取引が、外国為替及び外国貿易法第17条に基づき、「北朝鮮・イラン関連規制の対象取引ではないこと」、また米国の法規制遵守の観点から「米国OFAC規制にかかる取引ではないこと」を確認しております。つきましては、本サービスでお取引をご依頼いただくにあたり、当該取引に該当しないことをご確認の上、お手続を行ってください。 【外国為替及び外国貿易法による禁止取引】(平成29年3月現在) ○原産地・船積地・仕向地の何れかが北朝鮮である貿易・仲介貿易取引 ○「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る目的」で行われる取引 ○人道目的の10万円以下の支払等の例外条件を除き、北朝鮮に住所等を有する個人・団体に対する支払 ○イラン関連取引で、資金使途が核活動及び大型通常兵器の移転関連の取引(本邦から外国へ向けた支払のみ) ○イランによる本邦の核関連の企業への投資関連の取引 詳細は、財務省・経済産業省のホームページ < http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm >、 < http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/index.html >をご参照ください。 【米国OFAC規制による禁止取引】(平成31年4月現在) ○以下の、1. 2. いずれかに該当する、米ドル建てのお取引 1. お取引の関係当事者の所在地や、お取引の関係地等(注1)に、イラン・イスラム共和国(イラン)、キューバ共和国、北朝鮮、シリア・アラブ共和国(シリア)、ウクライナのクリミア地域が含まれている(但し、一部例外措置あり)。 (注1) お取引の関係当事者とは一般的に、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者等を指します。また関係地とは一般的に、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します。 2. 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者が、お取引に関係している。 ○米ドル建て以外のお取引 1. 上記1. または2. に該当し、かつ以下に該当するお取引 米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国籍居住者、 米国内の法人・金融機関・団体等(非米国人法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が、お取引に関与している。 2. その他、米国OFACが二次的制裁の対象として指定する特定のイラン関連取引等 ○詳細は、OFACホームページ(英文)< http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/ >をご参照ください。	☐
5	ご出国日以降、口座は非居住者預金口座となります。当該口座に振込・送金による入金を受ける場合は、依頼人へ非居住者宛の振込・送金手続きが必要になることをお伝えください。	☐
6	お取引時に依頼内容の確認をさせていただくため、銀行からお手続時にご登録いただいた日中連絡先、連絡用電子メールアドレス宛にご照会をさせていただくことがあります。連絡がつかない等の理由から、一定期間ご照会事項等が解消されない場合は受付を取消させていただきますのでご了承ください。	☐

(2025年7月28日現在)

SMBCダイレクト／外国送金サービスのご利用にあたってのご留意点

以下の各項目はSMBCダイレクト／外国送金サービスのご利用にあたってご確認いただきたい主な項目です。ご理解のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

ご留意点

事前登録および送金依頼時に共通のご留意点

- ①送金受取人口座の事前登録や事前登録を行った口座への送金依頼に関する内容が**外国為替および外国貿易法や米国財務省外国資産管理室(OFAC)による規制等に抵触する等、法令・規制上実行不可能な場合等は手続をお断りさせていただきます。**
- ②弊行はお客さまのお取引が、外国為替および外国貿易法第17条に基づき各種規制の対象取引ではないこと、また米国法規制遵守の観点から、米国OFAC規制にかかる取引ではないことを確認しております。つきましては、本サービスでお取引をご依頼いただくにあたり、当該取引に該当しないことをご確認の上、お手続を行ってください。外国為替および外国貿易法や米国財務省外国資産管理室(OFAC)による規制に関する詳細は、裏面をご参照ください。
- ③上記規制に基づき、**慎重な取扱が必要な送金に関しては、本サービスでは受付できない場合もございます。**その場合は店頭でのお手続が必要になり、窓口の手数料となります。また、店頭で確認した結果、手続をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。
- ④送金受取人口座の事前登録や送金依頼時に、依頼内容の確認をさせていただくため、弊行からお手続時にご登録いただいた日中連絡先、または連絡用電子メールアドレスあてに、ご照会をさせていただくことがあります。**連絡がつかない等の理由から一定期間、ご照会事項等が解消されない場合は、事前登録や送金依頼の受付を取消させていただきますのでご了承ください。**
- ⑤送金依頼人とは別に真の送金依頼人が存在するお取引(※)、および送金受取人とは別に真の送金受取人が存在するお取引(※)については、SMBCダイレクトによる外国送金(含む、国内外貨建送金)の受付はできません。(※)送金依頼人/受取人以外の第三者(真の送金依頼人/受取人)の指示または依頼を受けて、当該第三者のために行うお取引等を指します。たとえば、送金受取人が金融機関・資金移動業者で、真の受取人が別に存在するお取引等が挙げられますが、これに限りません。

送金受取人口座の事前登録について

- ①**送金受取人口座の事前登録のお手続が完了した場合でも、送金依頼の結果、口座番号や口座名義相違等の理由で相手先に入金されない場合があります。事前登録を行う際には、受取人に正しい口座情報をご確認のうえ、正確にご登録ください。**
- ②事前登録が完了した送金受取人口座であっても、その後の法令・規制の改定等により外国送金の手続をお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。

事前登録を行った送金受取人口座への送金依頼について

- ①事前登録を行った口座への送金依頼を受け付けた場合、送金取組日に送金資金および送金手数料等を引き落としします。**送金取組日の受付時限で出金口座の残高が不足している場合は実行しません。**また、取引が成立していない場合も弊行から連絡はいたしません。なお、お取引の結果については、SMBCダイレクトにログイン後、「外国送金⇒外国送金明細の確認」メニューでご確認いただけます。
- ②送金金額の上限につきまして、弊行ホームページ等で「1日あたりの送金金額は300万円以内、1ヵ月あたりの送金金額は500万円以内」と案内しておりますが、一部の国・地域につきましては、「1ヵ月あたりの送金金額が100万円以内かつ年間あたりの送金金額が300万円以内」の上限(「1ヵ月」は受付日から30日前以降の送金、「年間」は受付日から365日前以降のご送金の合計金額です)となっておりますのでご了承ください。なお、対象国・地域につきましては、開示しておりません。
- ③事前登録を行った口座への送金依頼時に、関係銀行に伝達される依頼人名および依頼人住所は、SMBCダイレクト/外国送金サービスのお申込時にご登録いただいた申込人の英文名・英文住所となります。
- ④事前登録を行った口座(誤って入力した場合を含む)に送金取組後、資金を戻す場合は、弊行における組戻手数料として4,000円(消費税非課税)がかかります。この場合、関係銀行からの資金返却後に資金をお戻ししますが、関係銀行での組戻手数料および為替の状況等により損失となる可能性があります。関係銀行より組戻手数料が後日請求された場合は、手数料等引き落とし口座から引き落とします。なお、組戻依頼を行った場合でも、関係銀行や受取人が組戻に応じない場合は資金をお戻しできないこともありますのでご了承ください。再度送金を行うと同様の組戻が発生する可能性があるため、送金受取人口座の内容をご確認の上、再度事前登録、送金依頼を行ってください。

ご依頼人さまの住所について

- ①送金資金および送金手数料等の計算書は、ご本人さま確認書類に記載された住所あてに転送不要郵便として送付します(転送先への転送は行いません)。郵便不着等の理由で計算書が弊行に返戻された場合は、本サービスのご利用が出来なくなります。
- ②お届けのご住所が現住所と異なる場合は、住所変更手続をお願いします。

ご留意点

【「マネー・ローンダリング防止」、「テロ資金供与防止」への対応について】

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。銀行は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

これにより、銀行等の金融機関等においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」といいます)等の法律で求められている事項だけではなく、お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、犯収法等の法律で求められている以上の事項を追加で確認することが求められています。

お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、犯収法等の法律で求められている以上の対応をさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

詳細については、左記全銀協ホームページをご確認ください(<https://www.zenginkyo.or.jp/money-laundering/>)。

【外国為替及び外国貿易法について】

各銀行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止、各経済制裁措置へ適切に対応するため、お客さまより外国為替取引等を受け付けた際には、「外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)」に基づき、その取引が、同法の規制対象取引ではないこと、もしくは許可を得ているを確認する義務があります。

外為法における各種規制に関する詳細については、弊行下記ホームページをご参照ください。



SMBCTップ>インターネットバンキング>ヘルプ>外国送金>「外国為替及び外国貿易法」における各種規制
(https://www.smbc.co.jp/direct/sousa/help_gaikokusoukin/6.html)

詳細は財務省ホームページをご確認ください。(<https://www.mof.go.jp/policy/index.html>)

【米国OFAC規制について】

米国政府は外交政策・国家安全保障に基づき、特定の国または法人・個人を経済制裁対象として指定し、資産凍結等の経済的な制裁措置や禁輸措置を実施(OFAC規制)しています。

米国OFAC規制に関する詳細については、弊行下記ホームページをご参照ください。



SMBCTップ>インターネットバンキング>ヘルプ>外国送金>米国OFAC規制
(https://www.smbc.co.jp/direct/sousa/help_gaikokusoukin/7.html)

兼 非居住性に関する届出書 兼 住所変更届 兼 SMBCポイントバック解約申込書 兼 電子メールお知らせサービス解約届
兼 SMBCセーフティパス解除届 兼 外国送金サービス申込書 兼 外為口座開設・変更依頼書 兼 印鑑届

外為口座番号
(銀行記入)

※海外住所確認書類を提出できない場合は国名のみご記入ください。

「外国送金サービス：口座解約後10Y」

兼 非居住性に関する届出書 兼 住所変更届 兼 SMBCポイントバック解約申込書 兼 電子メールお知らせサービス解約届
兼 SMBCセーフティパス解除届 兼 外国送金サービス申込書 兼 外為口座開設・変更依頼書 兼 印鑑届

外為口座番号
(銀行記入)

※海外居住住所は本人確認書類に記載の通り正確にご記入ください。ご記入いただいた海外の連絡先にてご連絡が取れない場合、本サービスを解約させていただく場合があります。

※連絡先に、SMBCダイレクトでのお取引内容等をご確認させていただく場合がありますので、必ずご記入ください。

(店頭でのお手続きで個人番号登録済の場合はご提出不要です。)

(以下銀行使用欄)

※外国送金サービス申込時はマイナンバー記載書類を徴求
但し、店頭受付で個人番号登録先の場合は徴求不要

海外勤務証明書

株式会社 三井住友銀行

出国(予定)日	年 月 日		
フリガナ			
おところ (国内・出国前)	〒 -		
フリガナ			お電話番号
おなまえ			- -

派遣会社	申込者は出国日以降、申込書記載の海外の勤務先に勤務する者であることを証明します。			
	住所			
	名称		組織印	

※ お取引内容のご照会等で、当行からご契約のお客さまに連絡が取れない場合は、派遣会社あてに連絡をさせていただく場合があります。

海外勤務証明書

株式会社 三井住友銀行

出国(予定)日	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
フリガナ	トウキョウト チヨダク マルノウチ		
おところ (国内・出国前)	〒 100 - 0005 東京都 千代田区 丸の内 1-1-2		
フリガナ	ワカクサ タロウ	お電話番号	
おなまえ	若草 太郎	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	

派遣会社	申込者は出国日以降、申込書記載の海外の勤務先に勤務する者であることを証明します。			
	住所	東京都千代田区大手町1-2-3		
	名称	若草商事 〇〇部	組織印	若草

※ お取引内容のご照会等で、当行からご契約のお客さまに連絡が取れない場合は、派遣会社あてに連絡をさせていただく場合があります。

なお、お取引目的などの確認にご協力いただけない場合は、お取引をお断りさせていただくこともありますので予めご了承ください。

グローバルサービス申込用

☐ 配偶者
 ☐ 父母
 ☐ 子供
 ☐ その他（ ）

10 記入は不要です

グローバルサービス申込用

本人確認書類貼付用紙

お手持方法用紙にてご確認の上、ご本人さま確認書類のコピーをご用意ください。

①パスポート(写真があるページ)



②ご住所が確認できる書類

- ・ 2020年2月3日以前に発行されたパスポートの場合は、所持人記入欄ページを、**現住所・海外住所を記載**の上添付してください。
 - ・ 2020年2月4日以降に発行されたパスポートの場合は、**現住所がご確認できる本人確認書類**もご提出ください。
- また、新規申込のお客さまで、海外住所が決まっている場合、**現地の公的機関の発行した英字住所・氏名が確認できる書類** (在留証明書等)を同封してください。

詳細は別紙をご確認ください。
※サイズが大きいものは、こちらの用紙に貼り付けず、同封してください。

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づきお客さま等の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます）を取扱います。

当行はお客さま等の特定個人情報を取り扱うに当たり、関係法令・ガイドライン等、当行が策定し公表しているプライバシーポリシー、お客さま等の個人情報の取扱いについて当行の諸規程を遵守いたします。

記

業務内容	○ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 ○ 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	○ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため ○ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ○ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ○ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため ○ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため ○ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ○ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ○ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ○ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため ○ ダイレクトメールの発送等の方法により、お客さまのニーズにあった金融商品やサービスに関する各種ご提案を行うため（お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった商品やサービスに関する広告を配信することを含みます） ○ 広告を含むマーケティング領域等における提携会社等の各種商品・サービスに関する個別のご提案・ご案内を行うため（お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告を配信することを含みます） ○ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため ○ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
特定個人情報の利用目的について	当行は、お客さま等の個人番号を取得するに当たり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取り扱います。個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。当行の個人番号の利用目的については、以下の通りです。 ・ 利子等に関する法定書類作成事務 ・ 金融商品取引に関する法定書類作成事務 ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 ・ 証券代行業務に関する法定書類作成事務 ・ 生命保険契約等に関する法定書類作成事務 ・ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務 ・ 株式等または信託受益権の譲渡の支払取引に関する法定書類作成事務 ・ 先物取引に関する法定書類作成事務 ・ 金地金等取引に関する法定書類作成事務 ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 ・ 信託取引に関する法定書類作成事務 ・ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務 ・ 報酬等支払に関する法定書類作成事務 ・ 不動産の使用料等の支払調書作成事務 ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務 ・ 不動産等の売買又は貸付けのあつせん手数料の支払調書作成事務 ・ 預貯金口座付番に関する事務

なお、個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定められた機微（センシティブ）情報は、銀行法施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

以 上